

若年者在宅ターミナルケア支援事業について

1 趣旨

令和3年9月から開始した本事業について、令和5年度の実施状況を報告するもの。

2 事業内容

(1) 目的

若年のターミナルがん患者が、住み慣れた自宅等で最後まで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅サービス利用料の一部を助成する。

(2) 対象者

次のいずれも満たす者

- (1) 20歳以上40歳未満の加須市民
- (2) ターミナルがん患者で在宅療養生活への支援及び介護が必要な市民

(3) 対象のサービス

訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与

(4) 助成額

サービスの利用料の9割（1月当たり上限5万円）

申請時に必要となる意見書の作成料（上限5,000円の全額補助）

3 事業実績（令和6年1月末現在）

利用実績：1件

	年齢	サービス利用月数	主治医	利用サービス
1	30代	9月(現在利用中)	埼玉県立がんセンター	福祉用具の貸与

※ 埼玉県立がんセンター相談員から市への電話相談により、サービスにつながった事例です。

※ 福祉用具の貸与は、車いす、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、手すり（工事を伴わないもの）

4 課題と対応

(1) サービス事業所へつなぐまでの支援

対応：申請時に、本人や家族が希望するサービス等についていきいき健康長寿課職員が面接し、サービス事業者について情報提供や調整を行い円滑なサービス使用につなげています。

(2) サービス提供可能な訪問介護サービス事業所の減少

対応：訪問介護のニーズや実績はありませんが、身体介護については医療による訪問看護において対応していただいていることが考えられます。生活援助については、ニーズが生じた際の受入れ事業所についての情報収集を行います。

5 情報共有

令和6年度から埼玉県では、がん患者のQOL向上として「がん患者ウェルビーイング支援事業として、①アピアランス助成事業、②AYA世代終末期在宅療養支援事業により、助成を実施する市町村に対し、その助成額の一部補助を行う予定です。